



放射性物質汚染廃棄物処理事業

平成29年度要求額	177,457百万円（209,021百万円）
うち福島県分	135,501百万円（167,373百万円）
うち福島県以外分	41,956百万円（41,648百万円）

背景・目的

【背景】

- ①平成23年3月11日に東日本大震災が発生。
- ②東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が環境中に放出。
- ③放射性物質が風によって広い地域に移動・拡散し、雨等により地表や建物、樹木等に降下。
- ④これが、生活ごみの焼却灰、浄水発生土、下水汚泥、稲わらやたい肥等に付着し、放射性物質により汚染された廃棄物が発生。

【目的】

放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が放射性物質汚染廃棄物の処理を着実に進める。

事業スキーム

【対策地域内廃棄物・指定廃棄物の処理】

国が直轄で処理を実施。

【農林業系廃棄物（8千Bq/kg以下）の処理】

国が市町村等に補助を実施。

期待される効果

放射性物質による環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減する。

事業概要

○対策地域内廃棄物の処理

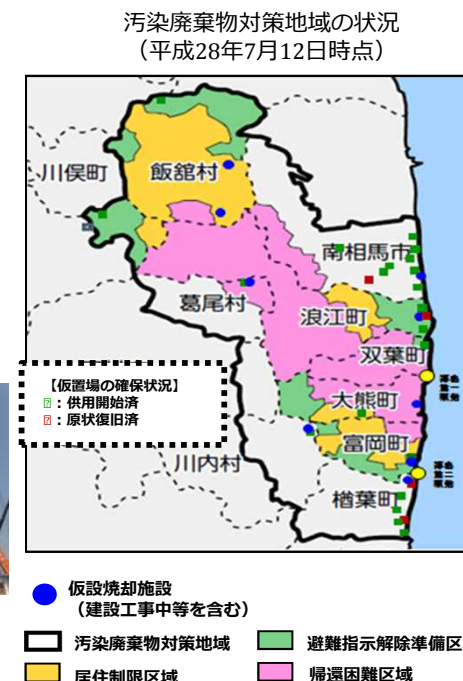
- 汚染廃棄物対策地域（旧警戒区域及び旧計画的避難区域等）の災害廃棄物等（対策地域内廃棄物）は、国が直轄で処理を行う。
- 仮置場への搬入及び仮設焼却施設における処理等を行う。



葛尾村の仮設焼却施設
（平成27年4月）



浪江町の仮設焼却施設
（平成27年4月）



○指定廃棄物の処理

- 放射性物質による汚染状態が基準（8千Bq/kg）を超え、環境大臣の指定を受けたもの（指定廃棄物）については、国が直轄で処理を行う。
- 焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を進めている。
- 一時的に分散保管されている指定廃棄物を集約して処理するため、長期管理施設等を整備するとともに必要な環境整備を行う。



飯舘村麻平地区
仮設焼却施設
（平成28年1月）

○農林業系廃棄物（8千Bq/kg以下）の処理

- 市町村等による8千Bq/kg以下の農林業系廃棄物処理を支援。
- 補助対象者：市町村等 補助率：1／2

